

議員提出議案第1号

池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び池田市議会会議規則（平成9年池田市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月25日

提出者 池田市議会議員 多田隆一

賛成者 同 上 笹村有理子

同 上 中田正紀

同 上 小林義典

同 上 倉田晃

同 上 山元建

池田市議会議長

荒木眞澄様

理由

地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに鑑み、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するものである。

池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、池田市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員（本市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。次項において同じ。）は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度（地方自治法第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の前会計年度（議員であった期間に限る。以下「対象期間」という。）における本市に対する請負（対象期間において対価の支払を受けたものに限る。以下同じ。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 対象期間において支払を受けた対価の合計額

(2) 前号エに掲げる合計額の総額

2 議員は、前項の規定による報告に係る事項を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を報告しなければならない。

(報告事項等の公表等)

第3条 議長は、前条各項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項を公表するとともに、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までこれを保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。